

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### コンピュータ解析にも落し穴 最終決断は経営者の双肩に！

政権が交代してから、株や為替など経済指標は好調を維持してきました。しかし、ここに来て、株価、円の為替レートともに、激しく乱高下する傾向にあります。

話は飛びますが、先日、コンピュータが将棋の一流棋士に勝利したというニュースが報道されていました。長い間、コンピュータは総合的・戦略的な判断力では人間に太刀打ちできないといわれてきましたが、そうした通説は打破されつつあります。現在のところ、大局観に勝る一流棋士が序盤にリードを奪っても、終盤になると、計算力に優れたコンピュータに逆転されるというパターンが多くと聞きます。

経済の話に戻ると、株や為替の将来をコンピュータで予測するというアイデアは、今では「夢物語」とはいえなくなっています。高度な数学的分析により株等の取引リスクを最小にする手法が、金融界では大胆に導入されています。将棋と同じで、今やコンピュータの予測の方が、信頼性が高いという見方もあります。

リスク回避のプログラムを作成する際、他社で参考になっている経済指標を自社だけが使用しないと、情勢分析で後れを取ることがあります。結果的に、大手トレーダーの使用するプログラムは、どこも似たりよったりとなり、経済指標が一定方向にブレた場合、多数の会社と同じ方向

の売り・買いに殺到するという現象が生じます。株・為替の乱高下の裏には、こうしたコンピュータ・プログラムの存在があると指摘する人もいます。プログラムの暴走で、世界経済がパンクするという悲惨なシナリオも否定しきれません。

経済の崩壊を防ぐのは、最終的には人間の判断力です。ハリウッド映画では、世界滅亡を阻止するヒーローが多数登場します。映画の題材としては地味ですが、経済・金融界でも名もないヒーローの活躍で、ハッピーエンドがもたらされることを期待するばかりです。厳しいせめぎ合いが続く経済戦線で、陣頭指揮に立たれる経営者各位のご自愛をお祈りします。

2013

8

# 高齢継続雇用給付

知って得する



## 賃金実務

誕生日の前日に年齢は1歳増える決まり(年齢計算ニ関スル法律)なので、昭和28年4月2日生まれの人は、平成25年4月1日に60歳に達します。昭和28年4月2日から昭和30年4月1日の間に生まれた男性は、61歳まで「60歳代前半の老齢厚生年金」を受給できます。

60歳定年後、高齢者法に基づき継続雇用されたとして、収入源は賃金と高齢雇用継続給付の2本立てとなります。最初の1年間は年金なしで生活設計を立てるほかありません。

高齢継続雇用給付について、

平成25・26年度に60歳に達した高齢者については、賃金と雇用保険給付(高齢雇用継続給付)が主な収入源となります。継続給付は、再雇用等に伴う賃金減少を補てんする趣旨です。賃金を高めに設定すると、継続給付が少なくなるので、金額調整の仕組みをキチンと理解する必要があります。

細かな仕組みを確認しましょう。継続雇用給付には、次の2種類があります。

## 再雇用時の収入補填 高賃金だと支給率減

### ① 高齢雇用継続基本給付金

高齢者が60歳以降も継続雇用され、60歳当時と比べ、賃金が75%未満に下がったとき、支給されます(最長5年)。

### ② 高齢再就職給付金

高齢者が、60歳以降、以前の

別掲 支給率表

賃金割合	雇用支給率
75以上	0.00
74.00	0.88
73.00	1.79
72.00	2.72
71.00	3.68
70.00	4.67
69.00	5.68
68.00	6.73
67.00	7.80
66.00	8.91
65.00	10.05
64.00	11.23
63.00	12.45
62.00	13.70
61以下	15.00

75%未満の賃金水準で再就職したとき、支給されます。期間は、雇用保険の所定給付日数の残日数が200日以上なら最長2年、100日以上なら1年です。再就職したら②が支給されると誤解されていますが、会社を変わ

継続雇用給付(①②どちらも)の額は、賃金の低下率に応じて異なります。60歳当時と比べ(①の場合)、賃金が61%未満に下がったときは、低下後の賃金に一律15%をかけた金額となります。61%以上75%未満のときは、別掲の支給率が適用されます。

でも、雇用保険の基本手当を受給してなければ、①の対象となります。改正高齢者法ではグループ会社での受入も認めています。定年到達後、すぐに関連会社へ転籍した場合、65歳まで①の基本給付金を受けることができます。

60歳時賃金を計算するときは、まず60歳到達以前6カ月の賃金総額を180で除して賃金日額を算出します。それに30を掛けた額が60歳時賃金額となります。ただし、賃金日額には上限(平成24年度は1万5020円)が設けられているので、賃金額は45万6000円が限度となります。定年時の賃金が60万、70万の人であっても、45万6000円を基準として低下率を計算します。